対象施設一覧		
1	保健・医療・福祉施設	病院、社会福祉施設など
2	教育機関	学校、公民館など
3	事務所	会社事務所、官公庁施設など
4	公共交通機関	鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船タ
		ーミナル鉄軌道車両バス及びタクシー車両、航空機、旅客船
		など
5	金融機関	銀行、信用金庫など
6	文化・運動施設	美術館、博物館、体育館など
7	製造業、販売業	工場、百貨店、商店など
8	飲食店、宿泊施設	レストラン、喫茶店、飲食店、ホテル、旅館など
9	娯楽施設、遊技場	劇場、観覧場、ボーリング場、ゲームセンターなど
1 0	公園、屋外競技場等	公園、屋外陸上競技場、サッカー場など
1 1	その他	集会場、展示場など

※学校、病院、児童福祉施設、行政機関については、健康増進法に定める第一種施設として 建物内禁煙が法律上義務付けられたため、令和2年4月1日以降、建物内禁煙施設の新た な認定対象とはなりません。